

キャタピラー教習所の

2025年
6月1日

罰則付義務化
改正省令
施行

熱中症予防

管理者向け安全衛生教育

お早めにご対応を

厚生労働省：「労働安全衛生規則」一部改正省令2025年4月15日交付

改正省令2025年6月1日施行

職場での
熱中症対策

熱中症に関する
原因、症状
予防対策を
学ぶことができます

事業者が対策を怠った場合
6カ月以下の拘禁刑か50万円以下の罰金

罰則付
義務化

管理者に求められる
関係法令
義務化される熱中症地作を
学ぶことができます



暑さ指数28以上か気温31℃以上で
連続して1時間以上か一日あたり4時間を超えて行う作業

＜事業所に義務付けされる熱中症対策＞
「報告体制の整備」「実施手順の作成」「関係労働者への周知」

開催日

2025年5/16(金)、6/5(木)、30(月)

開催場所

キャタピラー教習所（株）宮城教習センター

お問い合わせ お申し込みは

労働局長登録教習機関

COT キャタピラー教習所
CATERPILLAR OPERATOR TRAINING LTD.

宮城教習センター

0223-29-3911

キャタピラー教習所の

熱中症予防

2025年
6月1日

罰則付義務化
改正省令
施行

お早めにご対応を

管理者向け安全衛生教育

厚生労働省：「労働安全衛生規則」一部改正省令2025年4月15日交付

熱中症予防安全衛生教育
(作業管理者向け)
基安発0229第1号(平成28年2月29日)

講習科目		講習時間※
		0, 5時間コース (3.5時間)
学科	熱中症の症状	30分
	熱中症の予防方法	2時間30分
	緊急時の救急処置	15分
	熱中症の事例	15分

開催日

2025年**5**／**16**(金)、**6**／**5**(木)、**30**(月)

受付開始時間 8:00

開講時間 8:25～(3.5時間)

開催場所

キャタピラー教習所(株)宮城教習センター

受講料 14,000円(税込)

受講対象年齢 満18歳以上

定員 各日程20名

宮城教習センター(0223-29-3911)にお問い合わせください。
開講10日前を目安に申込書が当教習センターに到着するよう手配願います。
受講料はお振込みにて概ね7日前までにお済ませください。

お問い合わせ お申し込みは
労働局長登録教習機関

COT **キャタピラー教習所**
CATERPILLAR OPERATOR TRAINING LTD.

宮城教習センター
0223-29-3922

